

# 「空気のきれいな施設」募集中です!

県内の禁煙施設を教えてください  
飲食店・事業所・公共施設などなんでもOK!



## たばこの煙に不愉快な思いをしたことはありませんか?



たばこの煙は本人のみでなく周囲の人の健康にも有害なため、**受動喫煙防止対策(非喫煙者をたばこの煙から守る)**が進められています。

福島県では、禁煙に取り組んでいる「人の集まる県内のすべての施設」を認証し、ホームページで公表しています。

県民のみなさまが、たばこの煙にさらされることなく、安心して過ごせる場所を増やすため、みなさまからの申請、情報提供をお待ちしています。



—このマークは澄んだ空気と思いやりの心を表しています—

Q

## 「空気のきれいな施設」の認証要件は?

A

施設内が終日禁煙であること

- ・施設内が禁煙であることを表示している
- ・施設内に灰皿を置いていない
- ・原則、ビル内施設の場合、施設のある階の共有スペースに灰皿を置いていない

Q

## どんな施設が対象になるの?

A

人の集まる県内の「すべての施設」

- ・原則、どんな施設からの申請も受け付けています

Q

## 認証を受けるとどうなるの?

A

- ・県のホームページに公表され、イメージアップにつながります
- ・お客様はもちろん、従業員の健康を守ることができます
- ・子どもからお年寄りまで、安心して施設を利用できます



制度の詳細や  
申請はコチラ!



## 認証を受けるには？（施設管理者の方）



認証申請書を、下記の送付先へ、郵送、FAXまたはメールにてお送りください

### 制度の流れ



施設管理者の方からの  
申し込みを受けつけます。



職員が実際に施設に出向き、  
禁煙状況の確認を行います。



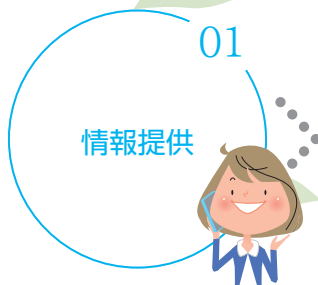
禁煙施設の認証を行い、  
HPにて公表します。



## 禁煙の施設を推薦するには？（一般県民の方）

下記連絡先へ、電話やメールでお知らせください

### 制度の流れ



県民のみなさまからの  
情報提供を受けつけます。



情報提供を元に、施設  
管理者へ連絡します。



施設管理者から申請を  
受けて、職員が禁煙状況  
を確認します。



禁煙施設の認証を行い、  
HPにて公表します。

## 〈送付先・お問い合わせ先〉

県北保健福祉事務所	〒960-8012 福島市御山町8番30号 TEL 024-534-4161 FAX 024-534-4105 Mail kenpoku.zoushin@pref.fukushima.lg.jp	南会津保健福祉事務所	〒967-0004 南会津郡南会津町田島宇天道沢甲2542-2 TEL 0241-63-0303 FAX 0241-63-0310 Mail minamiaidu.hokenfukushi@pref.fukushima.lg.jp
県中保健福祉事務所	〒962-0834 須賀川市旭町153-1 TEL 0248-75-7814 FAX 0248-75-7824 Mail kentuu.hokenfukushi@pref.fukushima.lg.jp	相双保健福祉事務所	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1丁目30番地 TEL 0244-26-1138 FAX 0244-26-1139 Mail sousou.hokenfukushi@pref.fukushima.lg.jp
県南保健福祉事務所	〒961-0074 白河市郭内127番地 TEL 0248-22-5443 FAX 0248-22-5451 Mail kennan.hokenfukushi@pref.fukushima.lg.jp	福島県健康増進課	〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 TEL 024-521-7640 FAX 024-521-2191 Mail kenkou@pref.fukushima.lg.jp
会津保健福祉事務所	〒965-0873 会津若松市追手町7番40号 TEL 0242-29-5519 FAX 0242-29-5509 Mail aidu.hokenfukushi@pref.fukushima.lg.jp	<p>制度の詳細や申請はコチラ！▶</p>  	